

がありまして、私は幾つかの不適切なところがあるというふうに思っているのですね。そのことが法で定めているところの人格が高潔で教育、學術及び文化に関する見識があるということに一部はもちろんあると思っていますけれども、来住野さんに関しては幾つかのそういった点で丸ごと同意することはできないということ、反対の意見だけを述べておきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

これより議案第百十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　御異議がありますので、起立により採決いたします。

お話しいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（贊成者起立）

○議長（赤星行人君）起立多数であります。よって議案第百十二号は、原案のとおり同意されました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 日程第十八、議案第百十三号、健康保険でよい義齒がつくれるよう抜本的な改善を

求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(八番 佐藤慶二君登壇)

○八番（佐藤慶二君）御指名をいただきましたので、議案第百十三号、健康保険でよい義歯がつくれるよ

う抜本的な改善を求める意見書につきまして、提案理由を説明させていただきます。

現在、日本人の約一千万人の方が入れ歯を必要としていることはご存じのとおりであります。しかし、

その多くはその入れ歯に不満を持っているのが現状であり、現在の保険医療制度による入れ歯の診療は技



術料及び点数が低い。ため作製や調整に時間や手間をかけることができないため、ほとんどの人が高額の治療を受けて保険外診療を受けざるを得ません。そのため低収入の高齢者はぐあいの悪いまま日常生活を過ごすこととなり、切実な問題となっております。だれもがいずれ高齢者となり、義歯を使う可能性があり、ます。食は人間にとって欠くことのできないものであり、生き生きとした生活を送れるためには食を楽しむことも重要であります。

したがって、議員各位の御賛同を得て、関係機関に対し健康保険でよい義歯がつくれるように、歯科医

療制度を抜本的に改善されることを求める本意見書を提出いたしたく御提案申し上げた次第でございます。

何とぞ、本趣旨を御理解いただきまして、原案のとおり御可決くださるようお願い申し上げ、提案理

由とさせていただきます。

○議長（赤星行人君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第百十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十三号は、原案のとおり可決されました。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（赤星行人君） 日程第十九、議案第百十四号、法務局職員の増員に関する意見書を議題といたしま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

（七番 須釜亮次君登壇）

○七番（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第百十四号、法務局職員の増員に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本意見書につきましては、さきに採択されました陳情第四―二十二号に伴うものであります。法務局は登記をはじめ戸籍、国籍、供託、行政訴訟、人権擁護など国民の権利と財産を守る行政事務を取り扱っており、地域住民の日常生活の安定に深いかわりを持っております。しかし、近年の複雑多様化する社会状況を反映し、その事務量が增大しているにもかかわらず十分な人的措置がなされず、事務の遅延と住民へのサービスが低下している現状にあります。

よって、国に対しましては、法務局職員の大幅な増員を実現されるよう要望し、充実した住民サービスの提供が行えるよう意見書を提出したく御提案申し上げる次第であります。

○本趣旨を十分御理解賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

○これより議案第百十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君） 「異議なし」と呼ぶ者あり。御異議なしと認めます。よって議案第百十四号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） この際、お諮りいたします。

先ほど追加日程いたしました福生市選挙管理委員会委員の選挙はか一件を先議したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって二件を先議することに決定いたしました。

追加日程第一、福生市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

○選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

それでは、福生市選挙管理委員会委員として

板寺昌一君

天野悦年君

鈴木幸恵君

窪田成司君

の四名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した四名を、福生市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました

板寺昌一君

天野悦年君

鈴木幸恵君

窪田成司君

の四名が福生市選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長（赤星行人君） 追加日程第二、福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

○議長（赤星行人君） 追加工程第二、福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。選挙の方法については地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選のすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、順位を定め議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって順位を定め、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） それでは、福生市選挙管理委員会委員補充員として、

第一順位 樋口拓行君

第二順位 神谷宜徹君

第三順位 小峰敏子君

第四順位 細淵活美君

の四名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した四名を、福生市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました

第一順位 樋口拓行君

第二順位 神谷宜徹君

第三順位 小峰敏子君

第四順位 細淵活美君

の四名が福生市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務、厚生委員長から目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が九件ありました。

お諮りいたします。

○議長（赤星行人君） 本件申し出中、陳情第四一十三号、陳情第四一十六号、陳情第四一十九号の三件については閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本三件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る六件については総務及び厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、

起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本六件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって本六件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十一、特定事件の継続調査についてを議題といたします。
委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。
本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

○議長（赤星行人君） これをもって平成四年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。
午後一時二十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

赤星行人

副議長

議員

議員

議員

在原 野口 青世博
須中 輝天
須釜 亮次

福生市議会議長

赤

星

行

人

追加議案の審議

平成四年第四回福生市議会定例会

議案第四百二十二号

写

福総文苑第二千五百三十号

平成四年十二月十八日

福生市長 石川彌八郎 印

福生市議会議長

赤
星
行
人
殿

追加議案の送付について

平成四年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第百十二号 福生市教育委員会委員の任命について

議案第百十三号

健康保険でよい義歯がつくれるよう抜本的な改善を求める意見書
右の議案を提出する。

平成四年十二月二十一日

提出者	佐藤慶二
賛成者	野口秀世
"	村野和一郎
"	林田武
"	遠藤洋一
"	堀川實
"	田村正秋

福生市議会議長

赤星行人殿

健康保険でよい義歯がつくれるよう抜本的な改善を求める意見書

人間にとって、「衣・食・住」は生きていく上において基本的なものである。その中でも「食」は生命を維持する上で欠くことのできない行為であり、また人生においての楽しみでもある。

現在、わが国では約一千万人の人が総入れ歯か部分入れ歯を使っているとされており、特に高齢者の多くが入れ歯を必要としている。しかし、その多くの人が義歯に不満を持っているのが現状である。

現行の歯科保険医療制度による入れ歯の診療は、材質的には必要な水準が確保されているものの、技術料点数が極端に低く抑えられているため、作製工程や調整に十分な手間と時間をかけることができず、患者の要望に十分に対応できない状況にある。そのため患者は高額のコストをかけて保険外診療を受けざるを得なくなっている。

よって、政府においては、健康保険でよい義歯がつくれるよう、義歯作製の技術や労働に対し正当な評価をし、保険点数の引き上げなど歯科保険医療制度を抜本的に改善されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成四年十二月二十一日

福生市議会議長

赤星行人

内閣総理大臣

大蔵大臣

厚生大臣

自治大臣

殿

議案第百十四号

法務局職員の増員に関する意見書

右の議案を提出する。

平成四年十二月二十一日

福生市議会議長

赤星行人 殿

提出者	賛成者
須釜亮次	吉沢嘉翁
	原敏子
	上野重勝
	仲村清信
	東田正治
	小野沢久
	在原博

法務局職員の増員に関する意見書

法務局は、登記を初め、戸籍・国籍・供託・行政訴訟・人権擁護など国民の権利と財産を守る行政事務を取り扱っており、地域住民の日常生活の安定に深いかかわりを持っている。

ところが、近年ますます複雑多様化する社会情勢を反映し、その事務量が著しく増大しているにもかかわらず、人的措置が不十分なため事務の遅延等によって住民へのサービスが低下するという現状にある。

法務行政の円滑な遂行は、住民福祉の向上に不可欠であり、事務の迅速・正確性を確保し、充実したサービスの提供を行うために適切な人員配置など、政府が果たすべき責務と考えている。

よって、政府においては、法務局職員の大幅な増員を行うなど、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成四年十二月二十一日

福生市議会議長

赤 星 行 人

内閣総理大臣
法務大臣
総務庁長官
自治大臣
殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|----------|--------------|---------------------|
| 一件 | 名 | 議案第九十九号 | 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託年月日 | 平成四年 十二月 十一日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会年月日 | 平成四年 十二月 十五日 | 午前十時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成四年 十二月 十五日

厚生委員会

委員長 佐藤 慶二

福生市議会議長

赤星 行人 殿